

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 熱中症予防対策担当部局 御中

環境省大臣官房環境保健部環境安全課

盛夏に向けた熱中症予防に関する普及啓発の強化について（周知依頼）

平素より熱中症対策の推進につきましては、格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

気候変動の影響に伴う平均気温の上昇により、熱中症による国内の死亡者数は増加傾向にあり、また、地球温暖化の進行により、今後、極端な高温等が起こる頻度の増加が見込まれることから、国民の命や健康に直結する熱中症対策の強化が急務となっています。

こうした背景を踏まえ、熱中症対策の一層の強化を図るため、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和5年法律第23号。以下「改正気候変動適応法」という。）が令和5年5月12日に公布され、改正気候変動適応法に基づく今後の政府における計画として、「熱中症対策実行計画」（以下「実行計画」という。）が同年5月30日閣議決定されたところです。実行計画においては、効果的な普及啓発の実施として、関係府省庁の連携強化の下「熱中症予防強化キャンペーン」を4月～9月の期間で実施することとしています（令和5年は5月末から実施）。

梅雨明け後から8月の盛夏期にかけて、熱中症による救急搬送者の増加が予想されるため、「熱中症予防強化キャンペーン」の一環として、熱中症予防の普及啓発を一層強化し、国民の意識を高めることが重要です。具体的な取組として、環境省では、7月31日（月）から8月4日（金）までの5日間、環境省公式 twitter（※）等の発信媒体を活用し、熱中症予防行動のポイントを集中的に発信いたします。

つきましては、貴自治体におかれましても、運用中の SNS、会員へのメーリングリスト等の媒体がございましたら、当該媒体を活用し、環境省からの発信内容の周知につき、御検討・御協力いただきましたら幸甚に存じます。

（※） https://twitter.com/Kankyo_Jpn

発信する内容（予定）は、以下のとおりです。

- 7月31日（月） 熱中症警戒アラートをチェックしよう！
- 8月1日（火） エアコンを適切に使おう！
- 8月2日（水） こまめに水分・塩分を補給しよう！
- 8月3日（木） 見守り・声かけをしよう！
- 8月4日（金） 災害時は特に気をつけよう！

以上、御多用中のところ誠に恐縮ですが、熱中症による死亡者削減に向けた声かけの必要性につき皆様の御理解、御協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

《本件照会先》

環境省 大臣官房 環境保健部環境安全課

担当者名 五十嵐、程

T E L 03-5521-8261

e-mail netsu@env. go. jp

【参考 1】改正気候変動適応法の概要

参考 URL：「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案の閣議決定について」（令和 5 年 2 月 28 日環境省報道発表）

https://www.env.go.jp/press/press_01231.html

- 政府による熱中症対策実行計画の策定
関係府省庁間の連携を強化し、これまで以上に政府一体となった熱中症対策を推進するため、現在、法律上の位置付けのない政府の熱中症に関する計画を熱中症対策実行計画として法定の閣議決定計画に格上げする。
- 熱中症特別警戒情報の発表及び周知
他の措置とも連動した、より強力かつ確実な熱中症対策が講じられるよう、現在、法律上の位置付けのない熱中症警戒アラートについて、熱中症警戒情報として法律に位置付けるとともに、より深刻な健康被害が発生し得る極端な高温時に備え、新たに一段上の熱中症特別警戒情報を創設する。
- 指定暑熱避難施設制度の創設
暑さをしのぐ場を確保し、極端な高温時における熱中症による重大な被害の発生を防止するため、公民館等の冷房設備を有する施設を指定暑熱避難施設（いわゆるクーリングシェルター）として、市町村長が新たに指定し、当該指定暑熱避難施設は熱中症特別警戒情報の発表期間中に一般に開放する。
- 熱中症対策普及団体の指定
地域の実情に合わせた普及啓発により、高齢者等の熱中症弱者の予防行動を徹底するため、熱中症対策の普及啓発等に取り組む NPO 等の民間団体等を熱中症対策普及団体として、市町村長が新たに指定する。
- 独立行政法人環境再生保全機構への業務追加
独立行政法人環境再生保全機構に関連業務に熱中症警戒情報等の発表の前提となる情報の整理や分析等の業務及び地域における熱中症対策の推進に関する情報の収集、提供等の業務を追加する。

【参考2】 熱中症対策実行計画について

参考 URL：熱中症対策実行計画及び気候変動適応計画（一部変更）の閣議決定について
（令和5年5月30日環境省報道発表）

https://www.env.go.jp/press/press_01675.html

○熱中症対策実行計画のポイント

- 計画目標：2030年までに熱中症による死亡者数を現状から半減
- 計画期間：おおむね5年間
- 推進体制：環境大臣を議長、関係府省庁の局長級を構成員とする熱中症対策推進会議において施策を推進
- 関係者（国・地方公共団体・事業者・国民）それぞれの役割を明記
- 熱中症対策の具体的施策
 - ・普及啓発・情報提供の強化。政府一体となり、地方公共団体、民間事業者を巻き込んだ熱中症予防強化キャンペーンを実施
 - ・節電にも配慮したエアコンの適切な使用の呼びかけを実施
 - ・高齢者等の熱中症弱者のための対策につき、福祉等関係団体や孤独・孤立対策に取り組む団体との連携により見守り・声かけを強化
 - ・学校や職場、スポーツ、災害発生時等の場での管理者による熱中症対策や、管理者がいないことが多い農作業場等での熱中症対策を強化
 - ・地方公共団体については、
 - 首長のリーダーシップの下で、地方公共団体内の部局の役割を明確にし、連携・協力して、必要な対策を実施できるような庁内体制整備を促す。
 - 指定暑熱避難施設や熱中症対策普及団体の指定の働きかけ
 - 熱中症対策の普及啓発等に取り組む NPO 等民間団体を熱中症対策普及団体として指定する等、熱中症弱者に対し見守り・声かけの強化
 - 熱中症対策に係る地方公共団体内における庁内体制整備、事業者との連携、熱中症警戒情報の効果的な活用等について、研修会の実施
 - ・極端な高温発生時の対応としては、熱中症特別警戒情報の指針等を策定し、特別警戒情報の発表・周知と、熱中症弱者の安否確認等の方策につき、見守り・声かけ体制や災害対策の仕組み等も参考に検討

○熱中症対策実行計画（普及啓発に係る主要関連部分抜粋）

第2章 熱中症対策の具体的な施策

1. 命と健康を守るための普及啓発及び情報提供

適切な予防や対処が実施されれば、熱中症による死亡や重症化は防ぐことができる。熱中症予防行動や熱中症になりやすい気象条件をあらかじめ知っておくことは、自身や家族、周囲の人々の健康を守るための行動の動機付けとなる。

関係府省庁は、地方公共団体等とも連携して、国民に対し多様な媒体や手段で情報提供を行い、症状（めまい・こむら返り（軽症）、頭痛・嘔吐（中等症）、意識障害（重症））や熱中症予防行動等の普及啓発を行う。また、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目し、気温、湿度、日射・輻射、風の要素を基に算出する「暑さ指数」と、熱中症警戒情報等の活用も含め周知する。なお、令和3年から、熱中症による健康被害が生じるおそれがある場合、熱中症への警戒を呼びかけるものとして、熱中症警戒アラートが運用されてきた（日最高の暑さ指数が33以上と予測される場合に発表）。この熱中症警戒アラートは、改正適応法において熱中症警戒情報として位置付けられたところであり、当該熱中症警戒情報を積極的に活用することで、国民の熱中症に関する意識を高め、適切な熱中症予防行動を促すことが重要である。また、熱中症の発生状況等について迅速な把握と情報提供ができる体制を整えることも必要である。

【具体的な施策】

（1）効果的な普及啓発の実施

- 関係府省庁の連携強化の下「熱中症予防強化キャンペーン」を4月～9月の期間で実施する。以下のような、時季に応じた適切な熱中症予防行動の呼びかけを行うとともに、狙いを絞った効果的な普及啓発や注意喚起、イベント開催等の広報活動を実施する。＜関係府省庁＞

4月～6月 暑熱順化やエアコンの早期点検等の呼びかけ

7月 梅雨明けに特に熱中症のリスクが高いことを国民へ注意喚起

8月 盛夏における熱中症対策の一層の呼びかけ

6月～9月 災害時における熱中症の注意喚起

【参考3】熱中症予防強化キャンペーンにおけるポスター、リーフレット等

○熱中症予防情報サイト

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

○熱中症環境保健マニュアル（環境省 2022 年改訂）

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

○ポスター、リーフレット等は以下のサイトから御利用いただけます。

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php#manual

- ・熱中症予防行動／ポスター
- ・熱中症警戒アラート全国運用中／リーフレット
- ・熱中症が増えています／リーフレット
- ・高齢者のための熱中症対策／リーフレット
- ・災害時の熱中症予防／リーフレット

○救急搬送状況、熱中症予防啓発コンテンツ（消防庁）

<https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04>

- ・熱中症予防啓発ポスター
- ・予防啓発ビデオ
- ・熱中症対策リーフレット
- ・訪日外国人のための救急車利用ガイド

○学校教育活動における熱中症事故対策に関する情報（文部科学省）

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html>

○熱中症予防のための情報・資料サイト（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/

○職場における熱中症予防情報（厚生労働省）

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

○農作業時の熱中症対策に関する情報（農林水産省）

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/nechu.html

- ・農作業中の熱中症を予防しましょう!!／チラシ
- ・熱中症対策関係情報集／パンフレット

○熱中症に関連する気象情報（気象庁）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>